

時間外労働
休日労働
に関する協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				
金属製品製造業		埼玉金属工業株式会社さいたま工場		埼玉県さいたま市北区櫛引町2-509-42 (048-783-7888)				
	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 満18歳以上 の者	所定 労働 時間	延長することができる時間			期間
					1日	1日を超える一定の期間（起算日）		
						1ヶ月（毎月1日）	1年（4月1日）	
① 下記②に該当しない労働者	臨時の受注、納期の変更	製品管理	3	1日8時間	6時間	45時間	360時間	平成23年4月1日から1年間
	月末決算を含む経理事務	経理事務	2	同上	15時間	45時間	360時間	同上
② 1年単位の變形労働時間制により労働する労働者	臨時の受注、納期の変更	製品組立	15	變形労働時間制により 6～10時間	6時間	42時間	320時間	同上
休日労働をさせる 必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 満18歳以上 の者	所定 休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻			期間
臨時の受注、納期の変更		製品管理 製品組立	18	毎週土日	月に2日まで。8:00～1700			平成23年4月1日から1年間

<特別条項>

製品管理及び製品組立ての業務において、通常の生産量を大幅に超える受注が集中し、特に納期がひっ迫したときは、労使の協議を経て、6回を限度として1ヶ月60時間まで、1年520時間まで延長することができる。なお、延長時間が1ヶ月45時間または1年360時間（1年単位の變形労働時間制により労働する労働者については1年320時間）を超えた場合の割増賃金率は、25%とする。

協定の成立年月日 平成23年 3月 15日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 製品組立工
氏名 大和 太郎 ㊟

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者）の選出方法（投票による選挙）

平成23年 3月 20日

使用者職名 埼玉金属工業株式会社 さいたま工場長
氏名 武蔵野 一郎 印

さいたま労働基準監督署長 殿